

伊東市工事成績評定結果の活用基準

(趣旨)

第1条 伊東市が発注する建設工事の適正な施工を確保するため、伊東市建設工事検査規程(平成30年伊東市告示第12号。以下「検査規程」という。)に基づく評定結果が65点未満の受注者に対する措置について、必要な事項を定める。

(入札参加制限措置)

第2条 評定結果が65点未満の受注者(共同企業体の有資格業者である構成員を含む。)は、次表に示す期間、工事完成認定書の通知をした日以降に開催される入札において、指名競争入札にあっては指名の対象から外し、制限付き一般競争入札にあっては入札参加資格を認めない。

検査評定点	入札参加制限期間
60点以上 65点未満	工事完成認定書の通知日から1か月 ただし、工事完成認定書の通知日が1月から3月までの場合は翌年度の6月から1か月
55点以上 60点未満	工事完成認定書の通知日から2か月 ただし、工事完成認定書の通知日が1月から3月までの場合は翌年度の6月から2か月
50点以上 55点未満	工事完成認定書の通知日から3か月 ただし、工事完成認定書の通知日が1月から3月までの場合は翌年度の6月から3か月
50点未満	工事完成認定書の通知日から4か月 ただし、工事完成認定書の通知日が1月から3月までの場合は翌年度の6月から4か月

(入札参加制限の対象工事)

令和4年4月1日

第3条 前条に規定する入札参加制限措置は、~~伊東市入札・契約手続改善委員会~~が定める日以降に契約締結する建設工事であって、検査規程第2条第2項本文の規定により検査担当課長が指定する建設工事に限り適用する。

(入札参加制限期間の通知)

第4条 第2条の規定により入札参加制限を行う場合は、検査規程第10条第2項に規定する工事検査認定通知書(第5号様式)及び同条第3項に規定する工事完成認定書(第6号様式)に記載し、工事担当課長及び受注者にそれぞれ通知する。

(指名停止措置)

第5条 伊東市建設工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成9年伊東市告示第18号)に規定する措置要件に該当する場合は、同要綱を適用する。

附 則

令和4年4月1日

この基準は、~~伊東市入札・契約手続改善委員会~~から施行する。